

第 51 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 26 年 6 月 9 日（月）15:00～17:20
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
 - （委 員） 黒澤 昌子、津谷 典子
 - （専 門 委 員） 池本 美香、井上 正、宮里 暁美
 - （審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室：柳澤室長ほか
 - （審議協力者） 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・社会保健統計課：稼農社会統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、廣瀬調査官ほか
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、金子調査官ほか
- 4 議 題 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について
- 5 概 要

①前回部会審議において整理、報告等が求められた事項、②調査事項の変更、③平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」への対応状況について、審査メモ等に沿って審議が行われた結果、一部の調査事項等について、文部科学省において整理し、その結果を次回部会において報告することとなった。

委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

（１）前回部会審議において整理、報告等が求められた事項について

ア 「５ 認可定員」及び「６ 利用定員」

- ・ 認可定員は園児の区分ごとに決められるものなのか。
← 園児の区分ごとに決められると思われるが、全ての認可について区分が決められるかは不明である。認可定員を園児の区分別に把握することについては、都道府県における認可定員の設定状況を確認した上で、今後、把握する方向で検討していくこととしたい。
- ・ 認可定員は、政策上、保育及び教育サービスの需給関係を分析するに当たり、供給可能なサービスの枠に該当するものであり、適切な把握が重要であることから、今後、是非、園児の区分別の把握を行ってほしい。

⇒ 今回の改正では、文部科学省案のとおり、新幼保こども園全体のための認可定員の把握を認めるものの、今後、認可定員について、園児の区分別の把握を検討することが必要とされた。

イ 「７ 教員数」

- ・ 今回、文部科学省から提示された、短時間勤務の非常勤保育士の把握を目的に当該保育士を一般職員ではなく教育・保育職員の一つに位置づける調査票の修正案は、保育の

現場の実態に合ったものであり適当なものとする。

⇒ 文部科学省の修正案で了承された。

ウ 「８ 職員数」

- ・ 保育の現場では非常勤職員の方が多いと思うが、その把握は難しいとの判断か。そうだとすると、調理士や看護師などの非常勤職員が完全に把握されないことになる。
 - ← 事務職員等については、他の学校種と同じような形で、常勤職員のみを把握することとしたいと考えている。
- ・ 常勤職員のみでの把握とした最大の理由は、他の学校種に係る調査票と同じものにするためか。
 - ← 事務職員等については、多様な形態があるため、以前から常勤職員しか把握してこなかった経緯がある。
- ・ 教員以外の非常勤職員を把握する方法は他にないのか。
 - ← 業務報告により、非常勤職員（教員以外）を調べたものはある。当該報告の対象は、現在のところ公立の小中学校のみであるが、今後、新幼保こども園についても報告対象に加えることを検討したい。
- ・ 業務報告により把握した非常勤事務職員のデータについて、最近５年分を提示していただきたい。
- ・ 新幼保こども園の運営に当たり、事務、園児の健康管理、警備等の面で、非常勤職員も重要な役割を果たすものと考えられることから、非常勤職員の把握を検討してもらいたい。

⇒ 今回の改正では、文部科学省案のとおり、事務職員等の把握は常勤職員のみとすることを認めるが、今後、非常勤職員の把握を検討することが必要とされた。

エ 「９ 休職等教員数」及び「１０ 産休代替等職員数」

- ・ 文部科学省は、休職等理由区分の見直し等を検討したいと回答しているが、検討結果の結論を得る時期についてはどのように考えているか。
 - ← 社会情勢の変化を踏まえ、なるべく早い時期に結論を出すこととしたい。
- ・ 近年、結核を理由に休職した教員は極めて少ない一方、介護休業等休職理由として増えていると考えられる事項の追加については、今後の状況を踏まえて検討としているのはバランスが悪いのではないか。
- ・ 「結核」については、本調査の始まった６０年前であれば休職理由として大変多かったものと思われるが、現在ではほとんど皆無に近い状況であることから、休職理由の「その他」に含めても特に問題がないものとする。また、「結核」を「その他」に含めることとすれば、調査票のスペース上、休職理由の一つとして政策的に重要な「介護休業」を追加することも可能となる。
 - ← 「結核」による休職については、教育公務員特例法において給与が全額支給される等の特別な取扱いが規定されている。一方、「介護休業」による休職については、地方公務員の場合、一般的には特別休暇で対応しており、自治体によって取扱いが様々であるため、休職等理由に「介護休業」を追加するに当たっては、引き続き法制的な観点からの検討も必要である。

- ・ 教員の中に結核の感染者が発生することは教育行政上、大きな問題であることから、感染者の発生の有無は市町村において当然に把握されているのではないかと。したがって、結核による休職者の状況については、市町村を対象とした行政報告でも把握可能と考えられ、本調査の中で調査する必要性は低いのではないかと。
- ・ 介護休業の取得状況や休職等教員数の男女別人数は、ワークライフバランスを考える上で基本的な情報であり、こうした情報を公的統計の中でも中心的な統計で把握しないことは、その在り方として疑問がある。休職等理由区分への「介護休業」の追加等が困難であるとすれば、その理由についてもう少し納得できる説明をしてもらいたい。

⇒ 文部科学省において、休職等理由区分等の変更の可否について、また、変更できない場合はその理由について、次回部会において報告することとなった。

オ 「11 学級別年齢別在園者数（1号認定及び2号認定）」、「13 修了者数」及び「その他」

- ・ 「13 修了者数」について、当初の旧幼稚園の修了者数のみを記入し保育所の修了者がカウントされないという取扱いには不一致を感じたが、今回、旧幼稚園の平成26年度末修了者（平成27年3月末修了者）数は、「学校調査票（幼稚園）」票で把握することとし、こども園票では調査しないよう変更することなので、適当と考える。
- ・ 「13 修了者数」については、平成26年度末修了者（平成27年3月末修了者）については記入せず、平成27年度末修了者（平成28年3月末修了者）から記入することになることに関し、報告者の誤解を招くことのないよう十分な説明が必要である。

⇒ 「13 修了者数」の記入方法について、報告者が記入を間違えることのないように「調査の手引き」等で十分な説明を行うことで了承された。

（2）調査事項の変更について

ア 「学校調査票（大学）学部学生内訳票」の「ア 年齢別入学者数の追加等」

- ・ 「年齢別入学者数」の年齢区分については、その上限が「61歳以上」とされている。しかし、近年、政策的に生涯学習が推進されており、高齢の入学者は今後増加するものと考えられる。また、人口学上、65歳以上が老年人口であることから、人口統計では年齢区分の上限が「65歳以上」とされている例が多いことも踏まえると、当該上限の引き上げを行うことが適当であると考え。
- ← 御指摘はもっともと思うが、既存の大学院への年齢別入学数における年齢区分との整合性の確保等の問題もあることから、本事項の年齢区分の変更は平成29年度調査から実施することとしたい。
- ・ 最近、勤務先の大学でも70歳の男性が入学した例があるが、そのような者は極めて少数であり、実際に年金生活をしてしながら授業料を払って入学する者がどれだけいるのか疑問がある。形式的には年齢区分を細かく設けてもいいかもしれないが、高齢者の入学実態を十分に踏まえる必要があると考える。
- ・ 本事項の年齢区分については、今後、大学院のものと合わせて、5歳刻みで65歳以上を上限とするよう見直していただきたい。今回、「55歳-60歳」及び「61歳以上」を「55歳-59歳」及び「60歳以上」に変えれば29年調査で変更する場合も「60歳以上」の区分の分割となり時系列的につながりやすい。項目の内容を変えるだけであり難しいとは思

えない。できないのであれば説得力のある理由がほしい。

⇒ 「年齢別入学者数」の年齢区分については、引き続き次回部会で審議することとなった。

イ 「学校調査票（大学）学部学生内訳票」の「イ 留学生の入学者数の追加」

- ・ 留学生の定義は単位を取得しているといったことか。初めての調査事項であることから定義は明確にしておいた方がよい。
- ← 学校基本調査における「留学生」は、学生として単位を与えるカテゴリーとしている。

⇒ 留学生の入学者数の追加については適当とされた。

ウ 「学校経費調査票 A」の「ア 学校独自の収入の選択肢の追加」

特段の意見なく了承

エ 「学校経費調査票 A」の「イ 公立学校の補助金の内訳区分の追加」

特段の意見なく了承

オ 「（４）卒業後の状況調査票高等学校 全日制・定時制）等」

（後述（３）参照）

カ 「（５）卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）等」

特段の意見なく了承

（３）「６ 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更（軽微変更）時の「今後の課題」への対応状況」

- ・ 高等学校卒業生等の就職者の正規・非正規別の把握に当たっては、正確な情報が得られるよう努めていただきたい。

また、中学校卒業生の就職者の正規・非正規の把握については、別途、アンケート調査の実施を検討することだが、アンケート調査の実施は、本調査での把握よりもコストがかかるのではないか。

← アンケート調査の実施方法によるが、特に多額の費用を要することはないのではないかと考えている。

- ・ 「各学校種の中で中学校のみ、その卒業生の就職者について、報告者負担等を理由に正規・非正規別の調査を行わないということは理解し難い。その実施に多額の費用を要しないのであれば、当該調査を実施すべきではないか。

⇒ 中学校卒業生の就職者を正規・非正規に把握しないことについては、今回の議論を踏まえ文部科学省において検討の上、次回部会で報告することとなった。

6 次回予定

次回部会は、平成 26 年 6 月 27 日（金）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。